

# 第四章

## 西宗寺の歩み



## 第四章 西宗寺の歩み

### 一 本堂焼失と再建

大正四年（一九一五）一月十六日、午前零時半、庫裏の炬燵から出火。火はまたたく間に萱葺の本堂に燃え移った。雪の中、急を聞いて駆けつけた近所の門徒、矢野喜太郎氏の働きにより、ご本尊阿弥陀如来像と、四幅の御影軸（祖師親鸞聖人、聖徳太子、七高僧、良如上人）は焼失を免れた。住職を勤めていた十一世住職松井忍成は、同日に命を終えたと記録に見える。

本堂が再建されたのは、十四年後の昭和四年（一九二九）、第十二世高野知洞の時である。広さは外陣三間半×二間半、内陣二間半×二間という規模であつた。記録によれば、当時、寺の門徒総代であつた野津千太郎氏の懇志八百円を、六ヶ年無利息で借り受けたものを基金としての事業であつた。離檀せずに残つた門信徒が総力を挙げて再建に尽力し、四月二十三日入仏法要、二十四日、二十五日の両日は、宗祖である親鸞聖人の六百五十回遠忌を勤めている。（資料6）（資料7）

## 記録

## 記録

大正四年一月十六日午前零時半失火。本堂、
失火本堂庫裡悉皆烏有。
既不タゞ御本尊祖師聖人御影
太子高僧良如上人御影ノミヲ災火
大正高僧良如上人御影ノミヲ
災火ヨリ出セノミヨリ日午后住職
忍成金持
當時檀頭野津千太郎寺門
復興不惜身命ノ度セり假木
堂 <sup>造設資金</sup> ト合用ニ金ソ六千五七利
息生資造創其後十三年間
寺門解涼 <sup>ひらめき</sup> 乃至本堂再
建 <sup>たて</sup> 之方ノ極力計 <sup>そくりき</sup> ト私財 <sup>けいざい</sup>

大正四年一月十六日午前零時半失火。本堂、  
庫裡悉<sup>ことごと</sup>ク皆烏有<sup>うゆう</sup>二帰ス。タゞ御本尊、祖師  
聖人御影、太子高僧良如上人御影ノミヲ災火  
ヨリ出セシノミ。同日午後、住職忍成命終工  
リ。

當時、檀頭南家本家主人野津千太郎、寺門  
復興ノタメ不惜身命ニ尽セリ。仮本堂造設資  
金トシテ八百円ノ金ヲ六ヶ年無利息出資ニテ  
造創ス。其ノ後十三年間、寺門繁榮ノタメ乃至  
本堂再建ノタメニ極力計<sup>そくりき</sup>ト私財<sup>けいざい</sup>ヲ拋ツ  
テ尽クセリ。当山ノタメ功績ヲ積ム。彼余財  
ナクナリ、又祖先伝來ノ資産傾クト雖モ、當  
山ノタメニハ後來忘ルベカラザル稀有<sup>いふど</sup>ノ  
恩人ナリ。特ニ記録ニ残シ置クトコロナリ。

ナダウツテエニセテ當山さおノ功

清々様ム被鉢財ナリナリ又  
提笔

未深庵カミシム難モ當山ノシメ

ノス者報恩謝德トヨロカク此

寺門、おメニ復承志人メ有矣

稀有の多ナリ特記諸様

當山トヨロナリ全人、生慶只ヒルト

コ古ノ刻再ニ寫附セテ記載ス

昭和甲子四月廿二日當新

算入佛供贊成會

同人ノ出資セルトコロハ別冊ニ寄附トシテ  
記載ス。

昭和四年四月二十三日 本堂新築入仏供  
養御会

## 昭和三年入佛法要

表 白文

故ニ大恩教主御教化極樂能化弥陀善逝、稱讚淨土三部  
諸窟聖教觀者誠至九品聖衆等級、佛眼所觀、無不現前  
一切三寶ニ申シテ、如ナリ。夫レバ、則チ仁王法王互ニ顯レテ、  
西海ニ赴きシテ、風、乘えんハ仁王也、然バ則チ仁王法王互ニ顯レテ、  
物ノ開キ、真諦、悟、悟互ニ因リテ、承ヲ弘ニ仰ニ、海ニ送、懷古、  
マニ今正シテ、法、時ニ戒是慧ニミ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、  
トス哉乎、南寧ノ日、王、辛ノト、雖ル祖師聖人、等  
ニ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、起セ、本教ヲ傳、悟ニ、生丸ノ悟ニ、  
涅槃ニ、安住セ、心ノ悟ニ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、悟ニ、  
德何ヲテア報謝シ奉ラム。此アモ、當ニ、南寧ノ天正八年、西班  
城主、多賀彦三郎元忠、基教者を、帰依し奉候、爲、通唱ヨリ  
寺塔ノ、蓋し、崇時城主修造、光靈神宮、威ヲ逞シ、御中、  
本代寺主加ノ、居裏ノ、役勤を、ドロ、全國ニ及ビ、念佛行者苦難ヲ  
ズクル、收時、皆ノ、欲者、身、墨、御、群、教化、之、が、為メ、故、止ラ  
ム。抑モ、當山西宗寺ハ、天正八年、白羅城主多賀彦三郎元忠、開基督教  
音房ニ、帰依シ、專修念佛ノ道場トシテ寺地ヲ寄進ス。蓋シ、當  
時、織田信長兇猛残害ノ威ヲ逞ウシ、就中迫害ヲ、本願寺ニ加フ。  
暴惡ノ波動スルトコロ、全國ニ及ビ、念佛行者ノ苦難云々ベカラ  
ズ。此時ニ、アタリ、教音房邊鄙ノ群類ヲ化センガ、為ニ、敢然トシ  
テ、如來ノ誓願ヲ宣布ス。モトヨリ法ノタメニ、身命ヲ輕ンジ、報  
謝ノタメニハ、威武ニ屈セザル所也トス。又ソノ壯烈ナル志ニ感  
じテ、深ク念佛ノ一道ニ、帰シ、之ヲ擁護セル多賀元忠ノ精神皓々  
曹焉、此ヨニ集中アリ。而陀羅尼の私生じて、和相室

敬ツテ、大恩教主、弘忍迦如來、極樂能化、彌陀善逝、稱讚淨土三部  
妙典、八萬十二顯密聖教、觀音勢至九品聖衆等、總テ佛眼所  
照、微塵刹土現不現前、一切三寶ニ申シテ、白サク。

夫レ一如ニ、範衛シテ化ヲ、流スモノハ、法王ナリ。四海ニ、光宅シ  
テ、風ニ、乘スルモノハ、仁王也。然レバ、則チ、仁王法王互ニ、顯レテ、  
物ヲ、開キ、真諦俗諦、互ヒニ、因リテ、教ヲ、弘ム。然ルニ、法ニ、正像末  
ノ三時アリ。今正シク、未法ノ時ナリ。戒定慧ノ三學全ク、廢レ、  
白法將ニ、隱没セントス。我等タマニ、南浮人身ノ生ヲ、享クト  
雖モ、祖師聖人ノ、化導ニ、值遇セズンバ、奈何ゾ、超世ノ本願ヲ  
聞信シ、生死ノ凡夫ニ、シテ心ヲ、淨土ニ、安住セシムルヲ得ンヤ。  
歡喜胸ニ充チ、渴仰肝ニ銘ス。佛恩師德何ヲ以テカ報謝シ奉  
ラム。

抑モ、當山西宗寺ハ、天正八年、白羅城主多賀彦三郎元忠、開基督教  
音房ニ、帰依シ、專修念佛ノ道場トシテ寺地ヲ寄進ス。蓋シ、當  
時、織田信長兇猛残害ノ威ヲ逞ウシ、就中迫害ヲ、本願寺ニ加フ。  
暴惡ノ波動スルトコロ、全國ニ及ビ、念佛行者ノ苦難云々ベカラ  
ズ。此時ニ、アタリ、教音房邊鄙ノ群類ヲ化センガ、為ニ、敢然トシ  
テ、如來ノ誓願ヲ宣布ス。モトヨリ法ノタメニ、身命ヲ輕ンジ、報  
謝ノタメニハ、威武ニ屈セザル所也トス。又ソノ壯烈ナル志ニ感  
じテ、深ク念佛ノ一道ニ、帰シ、之ヲ擁護セル多賀元忠ノ精神皓々  
曹焉、此ヨニ集中アリ。而陀羅尼の私生じて、和相室

信徒の同情糾結にて集まり耶。宿昔の志を遂ぐよと得乃リ。地は僻遠モシ無也内外映徹の留滞也。堂閣大ならず。レ宝も百貨の販路の道略也。抑高居ニ端の妙敵と云ふ。一ノ俗諦と云ふ。克ニ忠ニ克ニ善ニ國体の精華を發揮し文字兄弟夫婦明爽に親子相扶り金盞を廣め産業を興さゝ國の本をぞ守つゝその真諦と云ふ至人優樂己れを忘れ無む。不妙の教説歸し永ヘト不斷無量年の光輝ある。アラム。五箇萬叶の舍利佛殿の光輝ある。アラム。生灰の苦惱を度すて得んや而して政教院の巨益全く南無阿彌陀佛。元是の成就。除々立却思惟の本聲を以て報ぐ。他力真宗の興行は仰々しく起事化たり。般高は追弟の爲めか。か今日慶落の近道し感歎極まる。かどれか蓮華藏界。

のうちより昭見し寶林寶座上より影向し哀悼招度し元  
沙門知洞 敬つて申す

トシテ、百世ノ後ヲ照セリ。爾來法統連綿四百年、時ニ興替アリト雖モ、有縁ノ行者ヲ化益シテ現當ノ果ヲ得セシム。然ルニ大正四年一月、過ツテ火ヲ失シ、本堂庫裡悉ク鳥有二帰ス。不肖知洞法燈ヲ繼ギ十有余年、夙夜想ヲ焦ガシ慮ヲ惱マシ、復興ノ計劃ヲナス。然レドモ地僻資力乏シク、事容易ナラズ。乃チ至心ノ懺悔ヲ致シ、覶レテ後已ムノ誓願ヲ起シ、勇ヲ鼓し氣ヲ勵マシ專ラ志ヲ此事ニ集中スルニアリ。佛陀祖聖ノ加被空シカラズ。檀家信徒ノ同情糾然トシテ集マリ、聊カ宿昔ノ志ヲ遂ケルコトヲ得タリ。地ハ僻辺ナリ。内外映徹ノ瑠璃地ナリ。堂閣大ナラズト雖モ百寶合成の道場タラン。抑モ真俗二諦ノ妙教ト云フハ、一二俗諦ト云フハ克ク忠ニ克ク孝ニ國体ノ精華ヲ發揮シ、又子兄弟夫婦朋友互ニ親ヲ相扶ケ、公益ヲ廣メ産業ヲ開キ、國民ノ本分ヲ守ルニアリ。ソノ真諦と云フハ、至心信樂己レヲ忘レ、無行不成ノ願海ニ帰シ、永ヘニ不斷無邊ノ光益ニアヅカルニアリ。五濁惡時ノ今日、常没流転ノ我等、此妙教ナクバ何ゾ人道ヲ全フシ、生死ノ苦海ヲ度スルヲ得ンヤ。而シテ此現當ノ巨益、全ク南無阿彌陀佛ノ名号ニ成就シ給フ。五却思惟の本誓何ヲ以テカ報イン。

他力真宗ノ興行ハ祖師ノ知識ヨリ起り、専修正行ノ繁昌ハ遺弟ノ念力ヨリ成ズ。今日慶落ノ法筵ヲ催シ感激極マル所ヲ知ラズ。蓮華藏界ノウチヨリ照見シ、檀林寶座ノ上ヨリ影向シ、哀憐招受シタマヘ。

沙門 知洞 敬ツテ申ス

## 二 戦前・戦後の状況

大正四年以前の西宗寺の状況は、残念ながら過去帳や古文書の類が悉く焼失し、詳細を知る手がかりは多くない。歴代の住職名さえも多くが不明のままである。

上東川津町の野津宏太郎家に伝わる古文書がある。安政二年（一八五五）に書かれた「島根郡上川津村卯宗門御改増減人別帳」である。江戸幕府は、初期にはキリスト教禁止の手段とし、中期以降は戸籍台帳として宗門人別帳を作製させた。各村の構成員全員を檀那寺ごとに調査し、村役人から提出させたのである。これは寺請制度と呼ばれるが、この安政二年の時点において、上川津村における西宗寺の門徒は八十五人（男四十五人・女四十人）であることを住職である教隅が届け出ている。また、この教隅（西宗寺の記録では教瑞）の身許を、同派の光寿山本誓寺の住職頸恵が保証するという念の入れようであった。門徒戸数については触れられていない。（資料8）

本堂焼失後の西宗寺は、堅町本誓寺の乙部嶺照が住職代務を務めていた。焼け跡へ寓居を建て、安来徳応寺の三女高野八千代が入寺したのは大正四年十二月である。八千代は大原郡視学の職にあつた高野乘慧（伯太町東母里光現寺に墓）と先きごろ死別し、空き寺であつた西宗寺の管理を任せられたのである。本誓寺と西宗寺、徳心寺は姻戚関係又は何らかの法縁があつたものらしく、火災後亡くなつた忍成も本誓寺から入寺している。現在の高野姓は八千代のものであった。近隣の子女に裁縫を教えながら、折々に布教を

し、本山への負担金の送金、事務処理などを行つていた。

大正六年三月、八千代は篠川郡窪田の明教寺衆徒であつた知洞と結婚した。知洞は大正九年一月に西宗寺第十二世住職を継職した。

知洞は自坊の法務の傍ら、寺町明宗寺の法務にも出勤していた。かつては多数の門徒を有していた西宗寺であったが、火災後は他寺へ移る者も多く、大正八年には四十戸に激減していた。（資料9）また、明宗寺では住職が若くして亡くなり、大坊でありながら若院は未だ十代という事情があつた。この縁から、西宗寺の本堂を再建するにあたり、明宗寺や同じ寺内の西福寺からも寄付が寄せられ、佐町明教寺の懇志とともに長年の悲願成就の大きな力となつた。本堂の御宮殿は明宗寺から、前卓は西福寺から譲り受けた。これらは平成十年の本堂建立の時に立派に修復されて、現在の本堂に安置されている。

西宗寺門徒の物心両面の尽力は特記しなくてはならない。門徒は心を一つにして、焼けた堂宇のみならず、お聖教（經典・書物）をはじめ法衣、仏具等を次々に寄進して寺とし

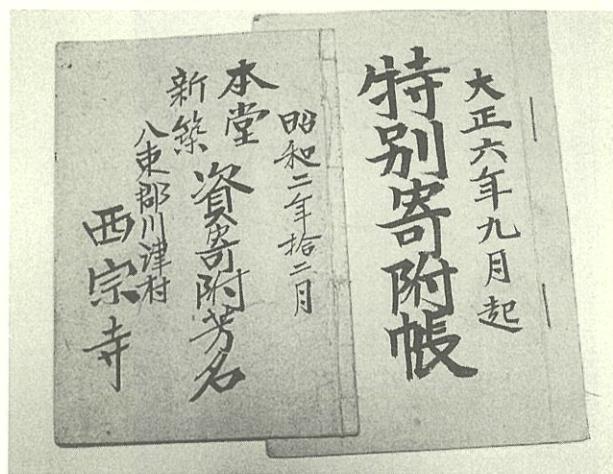


日本堂の御本尊

ての体裁を整えていった。

本堂落慶の喜びも束の間、翌昭和五年七月、坊守八千代は死去、やがて後妻としてノブヨ（温泉津町福光）が入寺した。時代は第一次世界大戦（大正三年七月～大正七年十一月）以来、日本は中国大陸への進出を拡大、軍部が政党に代わって政権を支配するようになる不穏な時代であった。戦争成金が生まれ、好景気に湧いたのも束の間、インフレで米価が高騰、各地でストライキや社会運動が盛んになり、人々の不安は増していく。スペイン風邪の流行、関東大震災（大正十二年）と不況がこれに拍車をかけた。昭和十六年十二月八日、ついに日本は第二次世界大戦へ参入していく。働き盛りの男は悉く召集され、農村地帯といえども市井の民の暮らしは困窮を極めた。西宗寺門徒からも戦死者が多数出た。知洞の娘舒子の夫として入寺した十三世西田誠信（熊本県下益城郡）も、第一子の長男顯信の誕生を見ることなく昭和二十年三月二十日、二十八歳でフィリピンで戦死した。寺院の仏具金物類は、葬儀用の大鑿（きん）一ヶのみを残して、二度にわたって供出された。

昭和二十年八月終戦、戦後の混乱期でありながらも、昭和二十二年、本堂の屋根葺き修繕と誠信の葬儀、



寄付台帳の写し

二十四年五月には、蓮如上人四百五十回忌法要、翌二十五年六月、山門修繕と壇改築の事業を行つた。

### 正像末和讚

無明長夜の燈炬なり

智眼くらしかなしむな

生死大海の船筏なり

罪障をもしとなげかざれ

### 高僧和讚

恩愛はなはだたちがたく

生死はなはだつきがたし

念佛三昧行じてぞ

罪障を滅し度脱せし

(読み下し文)

安政二年四月朔日

一 藤 (前略) 十

一  
藤女男女子女女子伯父  
前略  
十房房郎次虎郎五郎  
印印印印印印印印印印  
歲歲歲歲歲歲歲歲歲歲  
五拾八五拾六五拾七武拾四三七七

女	子	女	子	男	子	女	藤
父	伯	父	女	虎	次	郎	房
六	人	内	岩	五	郎	房	十
女	男	印	印	印	印	印	印
三	人	歲	歲	歲	歲	歲	歲
七	拾	三	ツ	武	拾	七	五
				四		六	拾

右の通り真宗当寺旦那紛れもなく御座候。

西宗寺 教隅

人數合せて八十五人  
内 男四十五人 女四十人

女四十人

右の通り真宗当寺旦那紛れもなく御座候。もし宗門の儀に付き、如何様の儀出来仕り候とも、拙僧罷り出で坪

右之通真宗當寺旦那紛無御座候  
人數合八拾五人內 男 四拾五人 西宗寺 教隅  
女 四 拾 人 印

西宗寺 教隅  
五人内 男 四拾五人  
女 四拾人  
守旦那紛無御座候若宗門之儀二付  
不仕候共拙僕罷出時明可申候為後  
鳴根郡上川津村

西宗寺  
教隅

安政二年

西宗寺 教隅

隅印

印

安政二年

西

後日の為依つて件の如し。

卯四月朔日

小川谷祖右衛門殿

平井伝兵衛殿

一 西宗寺教瑞 歳 三拾六

一 西宗寺教瑞 歲 三拾六

右京都真宗西本願寺末寺紛無御座候本寺遠方故

拙寺證判仕候若宗門之儀ニ付如何様之儀出来仕候共拙僧

罷出塔明可申候為後日仍如件

安政二年

卯四月朔日

光寿山本誓寺

宥主

頸惠 印

小川太祖右衛門殿  
平井伝兵衛殿

總人數合八拾六人内 男 四拾六人  
女 四拾人

内

出家 壱人  
百姓八拾五人

下与庄  
郡頭屋  
友間惣  
助助次

山川太祖右衛門様  
平井伝兵衛様

卯四月朔日

小川谷祖右衛門殿

平井伝兵衛殿

一 西宗寺教瑞 歳 三拾六

右京都真宗西本願寺末寺紛れもなく御座候。本寺遠方故

拙寺證判仕り候。もし宗門の儀に付き如何様の儀出来仕

り候とも、拙僧罷り出で塔明き申すべく候。後日の為依つ

て件の如し。

安政二年

卯四月朔日

光寿山本誓寺

宥主

頸惠 印

小川太祖右衛門殿  
平井伝兵衛殿

總人數合八拾六人内 男 四拾六人  
女 四拾人

内

出家 壱人  
百姓八拾五人

下与庄  
郡頭屋  
友間惣  
助助次

山川太祖右衛門様  
平井伝兵衛様

卯四月朔日

小川谷祖右衛門殿

平井伝兵衛殿

一 西宗寺教瑞 歲 三拾六

右京都真宗西本願寺末寺紛れもなく御座候。本寺遠方故

拙寺證判仕り候。もし宗門の儀に付き如何様の儀出来仕

り候とも、拙僧罷り出で塔明き申すべく候。後日の為依つ

て件の如し。

安政二年

卯四月朔日

光寿山本誓寺

宥主

頸惠 印

小川太祖右衛門殿  
平井伝兵衛殿

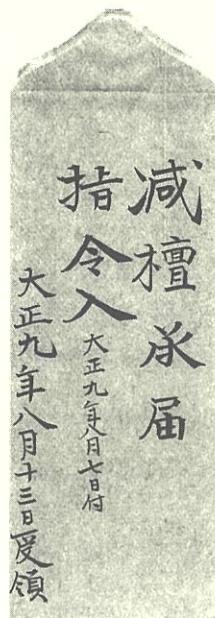
總人數合八拾六人内 男 四拾六人  
女 四拾人

内

出家 壱人  
百姓八拾五人

下与庄  
郡頭屋  
友間惣  
助助次

山川太祖右衛門様  
平井伝兵衛様



(封筒)

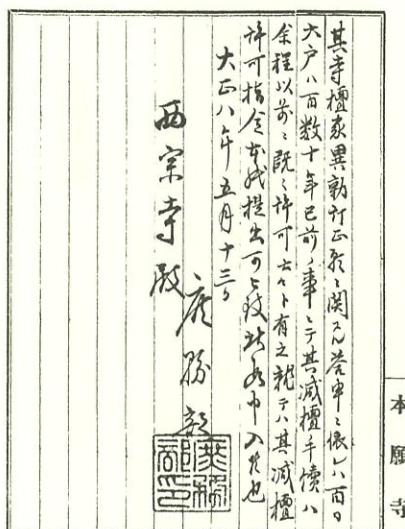
減檀承届

指令入

大正九年八月七日付

大正九年八月十三日受領

(2)



(2) (減檀許可)

庶務部印

西宗寺殿

本願寺

(檀届)

島根県八束郡川津村

西宗寺

大正八年二月 其寺檀家數四十戸ト訂正願出ノ件

大正九年八月七日

大正九年八月七日 承届候事。

執行長 今里遊玄印

(1)

